

bytedance 青少年自立援助助成金要綱

1. 概要

自立援助ホームを退居した青年たちは、家族の支援はもちろんのこと、児童福祉の枠からも外れてしまう為、生活での躓きがあった場合、立て直すことが容易ではない。今回のコロナウイルスに関連しても、自立援助ホーム入居者は最低限の支援が公的にもなされてきたが、退居者に関してはその支援が少なく、わずかな公的支援もそのほとんどが貸付制度であるため、審査などにも時間がかかってしまう。今回、bytedance 様からの緊急助成を活用し、退居者への支援を行ったところ、やはり生活困窮、収入減、家賃の未納などの相談が多く寄せられてきた。そこで、このように緊急的に資金が必要な自立援助ホームの退居者を対象に、助成金の残りのお金を利用して、退居者のセカンドチャンスを支援していくための助成金を創設する。

2. 対象者

全国自立援助ホーム協議会に加盟している自立援助ホームを退居し、社会に出ているもので、緊急で資金が必要な者

※緊急とは、家賃を滞納し退居が迫られている。無職となり、収入が途絶えた為、生活保護受給までの間の生活費が必要、通院・入院などによる医療費の支払いなど、今すぐに一定額のお金が必要であり、助成することで生活の立直しができるきっかけとなるとホーム長が判断した場合をいう。

3. 給付金

上限 10 万円

※給付金額の合計が上限金額を超えなければ、何度でも申請することができる。

※給付金の一部もしくは満額を返済した際はその分を給付金の合計額から差引く

例：10 万円給付されたのち、3 万円返済した場合、改めて 3 万円までの申請をすることができる

4. 手続き方法

入居していたホームのホーム長と本人より申請を行う。

①書式 1 に必要事項を明記し、協議会事務局まで郵送する

②緊急措置の為、書類の不備がなく、申請理由により緊急性があると判断されれば、すぐに振込先口座（ホームの口座でお願いいたします）にお金を振り込みます。

③ホームより助成金を本人に渡したのち、書式 2 を記入して協議会事務局まで郵送する。

5. 返済について

助成金であるため、本来であれば給付して終了となるが、これからも緊急に支援が必要な退居者に対して給付ができるように、もし余裕ができた時には当協議会へ給付した金額の満額もしくは一部を返済してください。

6. 基金の原資について

bytedance 様の緊急助成金の残金を活用する。

助成期間は 2020 年 10 月末日までとするが、原資がなくなった時点で終了とする。

(書式1)

Bytedance 青少年自立援助助成金申込書

全国自立援助ホーム協議会 会長 殿

申込みにあたり、下記事項に同意し、助成金の申請をいたします。

- 本助成金を利用したのち、出身自立援助ホームとともに生活の立直しができるよう努力します。
- この助成金を申請した理由以外で利用しません。
- 助成金受け取り後は速やかに報告書を提出いたします。
- 要綱をよく読み、内容を理解しました。

※申請者本人、ホーム長ともに上記内容について同意する場合は下記□部分にチェックを記入してください

□上記事項について申請者本人並びにホーム長ともに同意します。

申請年月日	年	月	日					
申込金額	※上限 10 万円		円					
申請者	氏名		印	生年月日	年	月	日	(歳)
	現住所	(〒 -)		電話	()			
	ホーム名		ホーム長		印			
申請理由								
振込先	銀行	支店	普通・当座	No.				
	フリガナ							
	口座名							

※申請理由はできるだけ緊急で必要な理由をお書きください。

※振込先はホームの口座でお願いいたします

※ゆうちょ銀行の場合、必ず他行からの振り込みをする場合の口座番号を記入ください

(書式2)

受 領 証

全国自立援助ホーム協議会 御中

年 月 日

金 円

但 bytedance 青少年自立援助助成金として、
上記金額を受領いたしました

受領者氏名： _____ 印

○bytedance 様への報告とお礼をお願いいたします

受領者	
ホーム長	